

## 第 8 期船橋市障害福祉計画及び第 4 期船橋市障害児福祉計画について

## 1. 目的

国の基本指針に即して、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制確保、見込量及び見込量確保のための方策を規定し、計画的に図られることを目的とする。

## 2. 計画期間

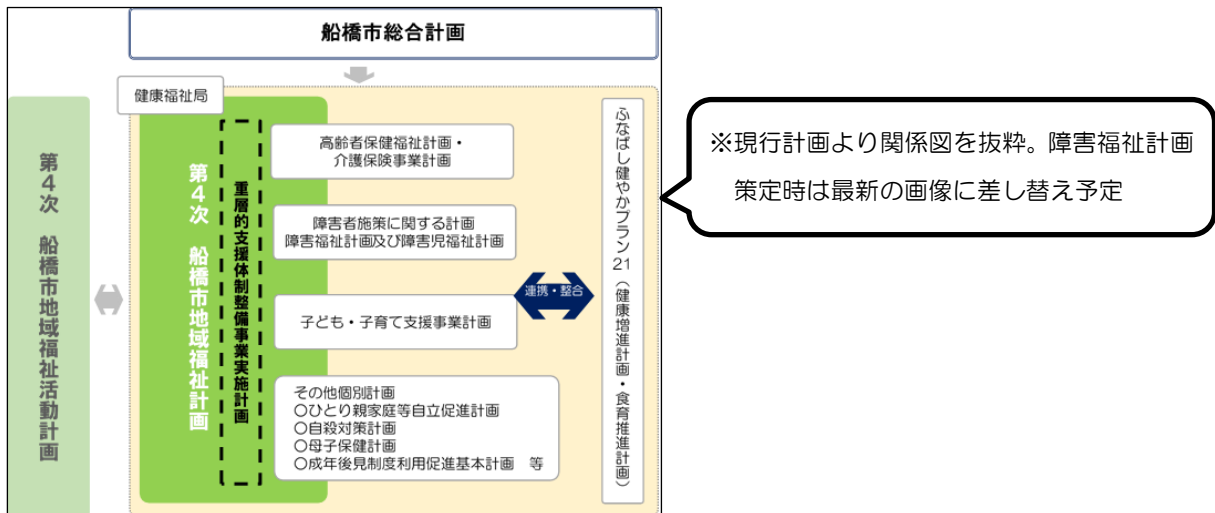
本計画は、国の基本指針に基づき、令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間とする。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合計画（R4～13 年度）【10 年】				
第 4 次地域福祉計画 （令和 4～8 年度）【5 年】		第 5 次地域福祉計画 （令和 9～13 年度）【5 年】		
第 4 次障害者施策に関する計画 （令和 4～8 年度）【5 年】		第 5 次障害者施策に関する計画 （令和 9～14 年度）【6 年】		
第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 （令和 6～8 年度）【3 年】		第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画 （令和 9～11 年度）【3 年】		

※「障害者施策に関する計画」は、障害者施策の基本的な方向性を示す計画。障害者の生活、全てに及び計画であるため、生活支援から教育やスポーツといった多岐に渡る分野を記載している。

## 3. 各計画との関係性

- ・「障害福祉計画及び障害児福祉計画」は、総合計画、地域福祉計画の下位計画に位置付けられる。
- ・国の基本指針において、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」と障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき市町村が策定する「障害者施策に関する計画」は調和を保つものとされている。



## 4. 計画策定スケジュール

令和 8 年 3 月末	基本指針の告示（厚生労働省）
8 月	自立支援協議会専門部会等への意見聴取
10 月	船橋市自立支援協議会（第 2 回） ⇒本計画の事務局案に対する意見聴取 ※障害者総合支援法に基づく意見聴取
11 月	パブリック・コメント実施に関する市議会への報告
	パブリック・コメントの実施（12 月～令和 9 年 1 月） 千葉県に自立支援協議会への意見聴取後の計画案についての意見照会
令和 9 年 1 月	船橋市自立支援協議会（第 3 回）⇒パブリック・コメントを経た計画案に対する意見聴取（最終調整）
3 月	計画策定

## 5. 基本指針の主な改正事項（国資料抜粋）

主な改正事項	
① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なデータを活用した地域移行者数の把握について記載</li> <li>・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載</li> <li>・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合について記載</li> <li>・入所施設における居室の個室化等の推進について記載</li> </ul>
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備について記載</li> </ul>
③ 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進について記載</li> <li>・<b>就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標を新設</b></li> </ul>
④ 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し</li> <li>・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標を新設</li> <li>・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標を新設</li> <li>・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標を新設</li> </ul>
⑤ 地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進について記載</li> <li>・<b>のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進について記載</b></li> <li>・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載</li> <li>・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載</li> </ul>
⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進について記載</li> <li>・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を新設</li> <li>・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載</li> </ul>
⑦ 障害福祉サービスの質の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載</li> <li>・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標を新設</li> <li>・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載</li> <li>・障害児支援における人材育成の重要性を記載</li> </ul>
⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載</li> <li>・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討について記載</li> <li>・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載</li> <li>・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載</li> </ul>
⑨ 高次脳機能障害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載</li> </ul>
⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載</li> </ul>
⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について記載</li> </ul>
⑫ 住宅セーフティネット制度との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携について記載</li> </ul>
⑬ 地域差の是正・指定の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法を記載</li> <li>・<b>サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請について記載</b></li> <li>・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努めることを記載</li> </ul>
⑭ 障害者等に対する虐待の防止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進について記載</li> <li>・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進について記載</li> <li>・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携について記載</li> </ul>
⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載</li> </ul>
⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携について記載</li> <li>・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載</li> </ul>